

一般社団法人 九州住宅産業協会

定 款

平成25年 4月 1日設立

平成25年 5月14日変更

平成28年 1月14日変更

平成28年 5月13日変更

一般社団法人九州住宅産業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人九州住宅産業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、国及び地方公共団体の住宅・宅地政策に協力し、宅地の円滑な需給を図るため、宅地政策を促進すると共に、宅地造成及び住宅建設等に関する事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 宅地の需給に関する調査及び研究
- (2) 都市計画と宅地造成事業との関連問題の調査研究
- (3) 宅地造成及び分譲事業の改善合理化に関する事業
- (4) 宅地の造成、住宅の建設等の指導相談に関する事業
- (5) 国、地方公共団体等に対する住宅・宅地政策に関する建議及び献策
- (6) 住宅・宅地問題に関する広報活動
- (7) その他本協会の目的達成のために必要な事項

2 前項の事業は、九州地方において行うものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本協会の会員は、住宅建設産業に関する事業を行うもので、本協会の目的に賛同した個人又は団体をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 入会は、次に掲げる基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が申込者に通知するものとする。

- (1) 九州各県内において、過去2年以上にわたり引き続き、住宅建設産業に関わる業務を業としていること。
- (2) 法人の場合は、資本金の額が1000万円以上であること。
- (3) 法人の場合は、従業員数が10名以上であること。
- (4) 前3号に該当しない場合は、特に本協会の会員としてふさわしいと認められること。

- 3 会員が団体である場合は、当該団体の代表者として、本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、理事長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を所定の納入期限までに納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会の決議を経て理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき。
- (3) 6箇月以上会費を滞納したとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

（種類）

第12条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 一般法人法第113条第1項の規定に基づく、理事又は監事の損害賠償責任の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) 事業の全部の譲渡
 - (6) 解散及び継続
 - (7) 合併契約の承認
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、一般法人法第58条第1項の要件を満たしたときは、総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以上18名以内
- (2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち5名以内を副理事長とする。
- 4 理事長以外の理事のうち2名以内を専務理事、6名以内を常任理事とすることができる。
- 5 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、会員（団体にあっては、指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち8名以内は、会員以外の者から選任することができる。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。理事長が欠けたときは、理事会の決議により、遅滞なくその後任を選定することを要する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 5 常任理事は、理事会の決議に基づき、本協会の会務を分担処理する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 法令若しくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を総会及び理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。
- (5) その他法令及びこの定款で定められた事項。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、その選任時に存在する理事の任期の満了すべき時までとする。
- 4 理事及び監事は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその役員としての権利義務を有する。

(役員解任及び辞任)

第26条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

2 理事又は監事は、辞任しようとするときは、辞任の理由を付して理事長に辞任届を提出しなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

(役員責任の軽減)

第28条 本協会は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(相談役、顧問及び参与)

第29条 本協会に、任意の機関として、相談役を5名以内、顧問を15名以内、参与を3名以内を置くことができる。

2 相談役、顧問及び参与は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 相談役は、本協会の基幹的事項について、顧問は、事業実施等と関連する学際的な専門知識について、参与は、事業実施等に関し専門的な知識について、理事会の諮問に応じ、意見を述べるができる。

4 相談役、顧問及び参与の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

5 相談役、顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本協会には理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、第25条第4号に定める場合は、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

第8章 事務局

(設置等)

第40条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分)

第43条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。